

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十四 (略)</p> <p>十五 リスク計測モデル 第十五条に定めるところにより、証券会社が作成し使用する<u>第四条第一項第一号に規定する市場リスク相当額</u>を算出する方法をいう。</p> <p>十六・十七 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(控除すべき固定資産等)</p> <p>第三条 法第五十二条第一項に規定する固定資産その他の内閣府令で定めるものは、貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 流動資産のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 預託金（<u>法第四十七条第三項の規定による信託、前条第一項第六号ロに掲げるもの及び商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二百十条の規定に基づく委託者保護委</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十四 (略)</p> <p>十五 リスク計測モデル 第十五条に定めるところにより、証券会社が作成し使用する市場リスク相当額を算出する方法をいう。</p> <p>十六・十七 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(控除すべき固定資産等)</p> <p>第三条 法第五十二条第一項に規定する固定資産その他の内閣府令で定めるものは、貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 流動資産のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 預託金（<u>顧客分別金信託及び前条第一項第六号ロに掲げるものに係るものを除く。</u>）</p>

託信託に係るものを除く。）

ロ・ホ (略)

四・五 (略)

254 (略)

5 次の各号に掲げるものについては、その額から当該各号に定める額を控除することができる。

一 第一項第三号ハに掲げる短期貸付金 当該短期貸付金の貸付先から預託を受けている担保金その他の資産の時価額（当該資産が有価証券等である場合にあつては、当該時価額から当該有価証券等に係る第四条第一項第一号に規定する市場リスク相当額を控除した額。以下この項において同じ。）

二・三 (略)

6 前項第一号に規定する有価証券等に係る第四条第一項第一号に規定する市場リスク相当額は、当該有価証券等の時価額に、別表第二に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額とする。

(リスク相当額)

第四条 (略)

2 前項第一号の保有する有価証券等には、次に掲げるものを含み、前条第一項各号に掲げるもの及び自己株式を含まないものとする。

一 (略)

二 金銭の信託（合同運用金銭信託（受託者が信託契約に基づき

ロ・ホ (略)

四・五 (略)

254 (略)

5 次の各号に掲げるものについては、その額から当該各号に定める額を控除することができる。

一 第一項第三号ハに掲げる短期貸付金 当該短期貸付金の貸付先から預託を受けている担保金その他の資産の時価額（当該資産が有価証券等である場合にあつては、当該時価額から当該有価証券等に係る市場リスク相当額を控除した額。以下この号において同じ。）

二・三 (略)

6 前項第一号に規定する有価証券等に係る市場リスク相当額は、当該有価証券等の時価額に、別表第二に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額とする。

(リスク相当額)

第四条 (略)

2 前項第一号の保有する有価証券等には、次に掲げるものを含み、前条第一項各号に掲げるもの及び自己株式を含まないものとする。

一 (略)

二 金銭の信託（合同運用金銭信託（受託者が信託契約に基づき

多数の委託者から金銭を受け入れこれを合同運用し、その収益を信託した金額及び期間に応じて受益者に配分する金銭の信託をいう。）、法第四十七条第三項の規定による信託及び金融先物取引法施行規則（平成元年大蔵省令第十八号）第二十九条の六第一項第二号及び第三項第四号に規定する信託並びに商品取引所法第二百十条の規定による信託を除く。に係る信託財産をもって保有する有価証券等

三・四（略）

- 3 前項第一号の「引受期間」とは、引受契約の締結日から払込期日までの期間をいう。ただし、有価証券の募集又は売出しに際し、ブックビルディング（有価証券の募集又は売出しに際して行う当該有価証券に対する投資者の需要の状況に関する調査をいう。以下この号において同じ。）を行った場合において、当該ブックビルディングにより当該有価証券に対する投資者の十分な需要が適正に把握されるときには、当該有価証券の募集又は売出しを開始した日から払込期日までの期間を引受期間とすることができる。

4（略）

（内部管理モデル方式の承認）

第十三条（略）

- 2 前項の承認は、次に掲げる二種類とする。
- 一（略）

多数の委託者から金銭を受け入れこれを合同運用し、その収益を信託した金額及び期間に応じて受益者に配分する金銭の信託をいう。）及び法第四十七条第三項に規定する信託を除く。に係る信託財産をもって保有する有価証券等

三・四（略）

- 3 前項第一号の「引受期間」とは、引受契約の締結日から払込期日までの期間をいう。ただし、有価証券の募集又は売出しに際し、ブックビルディング（有価証券の募集又は売出しに際して行う当該有価証券に対する投資者の需要の状況に関する調査をいう。を行った場合において、当該ブックビルディングにより当該有価証券に対する投資者の十分な需要が適正に把握されるときには、当該有価証券の募集又は売出しを開始した日から払込期日までの期間を引受期間とすることができる。

4（略）

（内部管理モデル方式の承認）

第十三条（略）

- 2 前項の承認は、次に掲げる二種類とする。
- 一（略）

二 一般市場リスク相当額及び個別リスク相当額を算出するため
の内部管理モデル

3 前項第二号に掲げる内部管理モデルの承認を受けた証券会社は、一般市場リスクと個別リスクとに分けずに市場リスク相当額を算出することができる。

(取引先リスク相当額)

第十七条 (略)

2 (略)

3 前二項に規定する与信相当額(信用取引(証券取引法第六十条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令(昭和二十八年大蔵省令第七十五号)第一条第一項に規定する信用取引をいう。以下同じ。))に係るものを除く。以下この項において同じ。)の算出において、取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている場合には、当該預託を受けている担保金その他の時価額(当該担保金その他の資産が有価証券等である場合にあっては、当該有価証券等に係る市場リスク相当額を控除した額)を当該与信相当額から控除することができる。

(公衆の縦覧)

第二十条 (略)

2 補完的項目の額に、劣後債務(第二条第一項第六号二に掲げる

二 一般市場リスク相当額に加え個別リスク相当額を算出するための内部管理モデル

3 前項第二号に掲げる内部管理モデルの承認を受けた証券会社は、一般市場リスクと個別リスクとに分けずに全体として市場リスク相当額を算出することができる。

(取引先リスク相当額)

第十七条 (略)

2 (略)

3 前二項に規定する与信相当額(信用取引に係るものを除く。以下この項において同じ。)の算出において、取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている場合には、当該預託を受けている担保金その他の時価額(当該担保金その他の資産が有価証券等である場合にあっては、当該有価証券等に係る市場リスク相当額を控除した額)を当該与信相当額から控除することができる。

(公衆の縦覧)

第二十条 (略)

2 補完的項目の額に、劣後債務(第二条第六号二に掲げる長期劣

長期劣後債務又は同号ホに掲げる短期劣後債務をいう。以下この項において同じ。)の額がある場合には、次に掲げる事項を前項に規定する書面に注記しなければならない。

一～三 (略)

別表第8 (第8条第1項関係)

派生商品の種類	留 意 事 項
(略)	(略)

備考

次の(1)から(4)までに掲げる用語の意義は、それぞれ(1)から(4)までに定めるところによる。

- (1) 先物取引 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引若しくは金融先物取引法(昭和63年法律第77号)第2条第2項第1号及び第2号に規定する金融先物取引又はこれらに類似する取引をいう。
- (2) 先渡取引 有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引若しくは金融先物取引法第2条第4項第1号及び第2号に規定する金融先物取引又はこれらに類似する取引をいう。

(3)・(4) (略)

後債務又は同号ホに掲げる短期劣後債務をいう。以下この項において同じ。)の額がある場合には、次に掲げる事項を前項に規定する書面に注記しなければならない。

一～三 (略)

別表第8 (第8条第1項関係)

派生商品の種類	留 意 事 項
(略)	(略)

備考

次の(1)から(4)までに掲げる用語の意義は、それぞれ(1)から(4)までに定めるところによる。

- (1) 先物取引 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引若しくは金融先物取引法(昭和63年法律第77号)第2条第4項第1号及び第2号に規定する金融先物取引又はこれらに類似する取引をいう。
- (2) 先渡取引 有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引又はこれらに類似する取引をいう。

(3)・(4) (略)

別表第15(第17条第1項関係)

資 産 等	与 信 相 当 額	リスク・ ウエイト
(略)	(略)	(略)

備考

- 1～4 (略)
- 5 顧客への立替金は、期間が2週間未満のものに限り、非居住者との先物取引における証拠金の授受において発生する1日分の立替金を控除することができる。
- 6 短期差入保証金(取引相手方に短期で差し入れた担保金その他の資産をいう。以下同じ。)からは、証券取引所、金融先物取引所、証券取引清算機関、証券金融会社、商品取引所又は商品取引清算機関に差し入れるもの及び信用取引差入保証金を除く。
- 7～10 (略)
- 11 上記資産等からは、法第47条第3項に規定する信託、金融先

別表第15(第17条第1項関係)

資 産 等	与 信 相 当 額	リスク・ ウエイト
(略)	(略)	(略)

備考

- 1～4 (略)
- 5 顧客への立替金は、期間が2週間未満のものに限り、非居住者との先物取引における証拠金の授受において発生する1日分の立替金を控除することができる。
- 6 短期差入保証金からは、証券取引所、金融先物取引所、証券取引清算機関、証券金融会社又は商品取引所に差し入れるもの及び信用取引差入保証金を除く。
- 7～10 (略)
- (新設)

物法施行規則第29条の6第1項第2号及び第3項第4号に規定する信託並びに商品取引所法第210条に規定する信託に係るものを除く。